

平成 23 年（2011 年）3 月 12 日の長野県北部の地震及び 平成 23 年（2011 年）6 月 30 日の長野県中部の地震に伴う 長野県土砂災害警戒情報の暫定基準による運用の廃止について

長野県と長野地方気象台は、平成 23 年（2011 年）3 月 12 日に長野県北部で発生した地震及び平成 23 年（2011 年）6 月 30 日に長野県中部で発生した地震により、震度 5 強以上を観測した栄村及び松本市（乗鞍上高地の区域を除く）では、地盤が脆弱になり雨による土砂災害の危険性が通常より高いと判断し、土砂災害警戒情報の発表基準について通常より引き下げた暫定基準を設けて運用してきました。

土砂災害警戒情報の暫定基準は、地震発生後の土砂災害発生状況と降雨の状況、並びに土砂災害危険箇所の点検結果等を勘案して、適切な見直しを行うこととしております。

今般、土砂災害発生状況、土砂災害危険箇所の点検結果及び降雨の状況をもとに検討した結果、下記のとおり、土砂災害警戒情報の暫定基準による運用を廃止し、地震発生前の基準に戻すことにします。

記

1. 暫定基準の廃止日時
平成 23 年 11 月 11 日 13 時
2. 暫定基準の廃止市町村
【通常基準の 6 割で運用している市町村】
栄村

【通常基準の 8 割で運用している市町村】
松本市（乗鞍上高地の区域を除く）

これにより、暫定基準で運用している長野県内の市町村はなくなります。

本件に関する問い合わせ先
長野県建設部 砂防課 (026-235-7316)
長野地方気象台 防災業務課 (026-232-3773)